かけはし

発行：日本共産党橋本市委員会
住所：橋本市御幸辻１６７－１
電話：３２－９２４３

――９月議会一般質問――

消費税増税で行政運営と市民の暮らしはどうなる
「消費税増税は中止せよ」

市議会議員　富岡清彦

富岡質問

①自・公・民3党合意で消費税増税を決定、2014年4月に8%、2015年10月　に10%に引き上げる法案を成立させた。今、消費税増税を予定どおり実施するのか　大きな山場となっている。増税計画が実施されたら13、5兆円もの新たな負担が、　市民にのしかかり暮らしを困難にすることは明らかです。当局の消費税増税について　の認識を問う。

②消費税増税による市財政への影響を具体的に問う。地方消費税分の増額に対して、全事業に対する材料費の増額、全物品購入費の増額などが考えられ、消費税増税によって歳入より歳出増となるのではありませんか。

③消費税増税による市民生活への影響について具体的に問う。

(1)地域経済はどうなる。市内の業者は中小零細業者が多数です。ある団体の調査では、現在5%の税率で、6割の業者は身銭納税の実態にあります。10%にもなれば、身銭納税は困難となり廃業・倒産するしかないと聞きます。当局はこんな実態を知っていますか。

(2)市民生活はどうなる。市民の給与所得は10数年下がり続け、平均70万円も減収になっています。年金生活者も受給額を削減されています。このような状況下、4人家族で年間16万円もの新たな負担を求めることは避けるべきと考えます。当局の　見解を問う。

④消費税の増税は、橋本市の経済をどん底に陥れ、市財政に負担を求め、市民生活を困難にいたらしめる事になると考えます。当局は消費税増税の中止を国に強く働きかけるべきです。答弁を求めます。

担当部長答弁

①④消費税増税は、税と社会保障の一体改革を進める上で決定されました。増税は家計を圧迫するものですが、一方で今後ますます増大する社会保障費の資源として必要となります。国民の生活に大きく関わる消費税増税は国策であり、本市は国の決定に従い実現に向けて取り組んでいかなければならない立場にあります。消費税増税が将来を見据えた国民の生活全体の安定に資する事を期待するものです。

②歳入面では、計算上約3、5億円の増収となりますが、普通交付税に75%算入されるため、実質増収は9千万円程度と見込まれます。歳出面では、物件費や投資的経費　などに消費税が上乗せされますが、社会保障費の財源となれば国民健康保険や介護保険などの特別会計繰出金が減少となり、全体の影響額は把握できない状況です。

③日本商工会議所のアンケートによると、小規模・零細事業者の6割以上が消費税を転嫁できないと回答されています。このため、国は平成25年10月1日より消費税転嫁対策特別措置法を施行し、消費税の転嫁を拒む行為を禁止する措置が取られます。本市としても国の対応策に協力します。

無料法律相談
日時　10月4日(金)　　午後3時～8時
場所　橋本市民会館2F　予約が必要です。
富岡清彦 33-0796・阪本久代 36-1493
古倉伸二 32-6406